

議案第66号

東郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

東郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例  
東郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年東郷町条例第1  
1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

地方公務員法の引用条項を整備すること。（第3条関係）

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。